

公益法人関連事業評価書（委託・推薦等に係る事務・事業）

平成 1 8 年 8 月

評価対象（事業名）	水道水質検査	
担当部局・課	主管部局・課	健康局水道課
	関係部局・課	

1. 事業の内容

(1) 関連する政策体系の施策目標

	番号	
基本目標	2	安心・快適な生活環境づくりを衛生的観点から推進すること
施策目標	3	安全で質が高く災害に強い水道を整備すること
	I	安全で質の高い水道の確保を図ること

(2) 事業の概要

事業内容（委託・推薦）
水道事業者等は、法令（水道法第 2 0 条第 1 項等）に基づき、定期又は臨時の水質検査を行うことが義務付けられている。 なお、当該検査は、厚生労働大臣の登録を受けた者（登録水質検査機関）等に委託して行うことができることとしている。
関連公益法人名
(財) 山口県予防保健協会、(財) 日本環境衛生センター、(財) 食品薬品安全センター、(財) 日本食品分析センター、(財) 東海技術センター

2. 評価

必要性、効率性、有効性等の分析
水道水の安全性を担保するためには、定期的に、また必要に応じて臨時に水質検査を行うことが重要であるが、水質検査は、高度な技術力と高精度の分析施設を必要とするものであることから、水道事業者等が自ら全ての検査項目に係る施設を設けることが困難である場合があり、検査能力を有する外部の機関等において検査を行う必要性が生ずる。 また、水道事業者等が水質検査を外部委託する場合には、国民が安全な水道水が利用できるよう水質検査の信頼性を高いレベルで確保するため、本来国が実施すべきところであるが、これをすべて国が行うことは相当程度の負担が伴うことから、検査技術や検査体制について一定の基準を満たしているものとして厚生労働大臣の登録を受けた者（登録水質検査機関）において実施することにより、本事業の効率的な実施を図っているところである。 なお、平成 1 6 年度末時点においては、全国で 198 機関が登録を受けている。（平成 1 8 年 3 月末においては、206 機関。）
評価結果（事務・事業の必要性）

水道水の安全性を担保するためには、水道事業者等が水質検査を行うことが重要であるが、当該水道事業者等において自ら検査を行うことが困難である場合には、引き続き、検査能力を有する外部の機関等において検査を実施する必要性がある

また、本事業については、検査技術や検査体制について一定の基準を満たした登録水質検査機関において実施することにより、引き続き、効率的な運営を図っていくこととする。

なお、水質検査機関については、平成16年3月31日より指定制から登録制に移行したところであり、登録基準を満たす検査機関であれば、生労働大臣の登録を受けることができることとなっている。

3. 特記事項